

平成21年第2回長瀬町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5月11日(月)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○町長提出議案の報告及び一括上程	6
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	7
・議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例の一部を改正する 条例)	
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	11
・議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一 部を改正する条例)	
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	13
・議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度長瀬町一般会計補 正予算(第1号))	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	19
・議案第26号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算(第2号)	
○日程の追加	24
○議長辞職の件	24
○議長退任のあいさつ	25
○日程の追加	25
○議長の選挙	26
○議長就任のあいさつ	27
○日程の追加	27
○副議長の選挙	27
○副議長就任のあいさつ	28
○日程の追加	29
○常任委員会委員の選任	29
○常任委員会正副委員長の互選	30
○日程の追加	30

○議会運営委員会委員の選任	3 0
○議会運営委員会正副委員長の互選	3 1
○日程の追加	3 1
○秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙	3 1
○日程の追加	3 3
○皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙	3 4
○町長あいさつ	3 5
○閉 会	3 5

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第44号

平成21年第2回長瀬町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年5月1日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成21年5月11日(月)

2 場 所 長瀬町役場議場

- 3 付議事件
- (1) 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例の一部を改正する条例)
 - (2) 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - (3) 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度長瀬町一般会計補正予算(第1号))
 - (4) 議案第26号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算(第2号)

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君	

不応招議員（なし）

平成21年第2回長瀬町議会臨時会 第1日

平成21年5月11日（月曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、町長あいさつ
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第23号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第24号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第25号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第26号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議長辞職の件
- 1、議長退任のあいさつ
- 1、議長の選挙
- 1、議長就任のあいさつ
- 1、副議長の選挙
- 1、副議長就任のあいさつ
- 1、常任委員会委員の選任
- 1、常任委員会正副委員長の互選
- 1、議会運営委員会委員の選任
- 1、議会運営委員会正副委員長の互選
- 1、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 1、皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙
- 1、町長あいさつ
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君
3番	大	島	瑠	美子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君
7番	大	澤	夕	キ	江	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	新	井	祐	一	君
参事	新	井	敏	彦	君	参事	平		健	司	君
総務課長	齊	藤	敏	行	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民福祉課長	浅	見	初	子	君	地域整備観光課長	染	野	真	弘	君
会計管理者	大	澤	彰	一	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林		実	書記	野	原		徹		
------	---	---	--	---	----	---	---	--	---	--	--

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（大島瑠美子君） 皆さん、おはようございます。

今日は、平成21年第2回長瀬町議会臨時会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成21年第2回長瀬町議会臨時会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（大島瑠美子君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大島瑠美子君） 本臨時会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明等のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎町長あいさつ

○議長（大島瑠美子君） 本臨時会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には何かとご多忙の中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。ことしの桜は、例年より早く咲き始めましたが、その後寒い日が続いたりいたしまして、平年並みに小中学校の入学式のころにちょうど見ごろを迎えたところでございます。現在、深緑が美しい時期で、花の里ではハナビシ草が咲き始め、1年で最も過ごしやすい時期となったというふうに思います。

このような時期とは裏腹に、国内外の経済の状況は依然として先行き不安のまま、国では経済危機対策を実行に移すため必要と思われる補正予算関連法案を国会に提出しておりまして、それが景気回復につながることを期待するものであります。

さて、今臨時議会では、3月定例議会以降、地方税法の改正に伴い、関係条例の一部改正や一般会計予算を専決処分させていただきました承認や一般会計の補正予算の議案を提出させていただいておりまして、このことにつきましてご審議をいただくよう、よろしく願い申し上げます。

議案の内容等につきましては、上程した際に、改めて説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、インフルエンザにつきましても日本に上陸をしたという報道がなされております。お互いに気をつけていきたいというふうに思います。

以上、臨時議会開会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしくお願い申し上げます。



◎議事日程の報告

○議長（大島瑠美子君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大島瑠美子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

5番 野原武夫君

6番 新井利朗君

7番 大澤タキ江君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大島瑠美子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大島瑠美子君） 日程第3、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期臨時会に町長から提出された議案は、議案第23号から議案第26号までの4件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第4、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要性が生じ、3月31日に長瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） それでは、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましてとおり、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴い、緊急に長瀬町税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分させていただき、同日、長瀬町条例第10号として公布し、4月1日から施行しているものでございます。

今回の地方税法等の改正は、昨年に比べ小幅な改正となっております。しかしながら、現下の社会経済情勢を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現を資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、平成21年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税の負担調整、非課税等特別措置の整理合理化等を行う必要があることから、今回改正が行われました。

それでは、専決処分をいたしました長瀬町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。恐縮でございますが、お手元にご配付してあります参考資料、平成21年度長瀬町税条例の新旧対照表及び参考資料2で説明させていただきたいと存じます。

また、とじ関係で新旧対照表の偶数ページが見にくくなっております。大変申しわけございません。なお、見出し部分については、それぞれ記載してございますので、省略させていただきますので、よろしくお願い致します。

初めに、新旧対照表の1ページをごらんください。まず、第36条の2第4項の改正でございますが、様

式5号の5様式の次に、5号の5の2様式が加えられたものでございますが、この様式は、総務省令で定める寄附金控除申告書でございます。

次に、第38条でございますが、引用項の削除に伴う改正でございます。

次に、47条の2第2項は、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得割も特別徴収できる条文でございますが、公的年金等に係る所得に対する税額のみを特別徴収し、それ以外は普通徴収になります関係で削除されます。

次に、2ページをごらんください。第47条の2第3項ですが、第2項の先ほどの削除に伴いまして項が繰り上がり、第2項になります。それに伴う条文の整備でございます。

次に、第47条の3及び第47条の5でございますが、引用条項が削除されたことに伴い、条文を整備するものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。第54条の第6項ですが、土地改良法の一部の改正により、土地改良法第87条の2第1項第2号が号ずれして、同条第1号に改めることに伴うものでございます。

申しわけございませんが、参考資料の2の1ページをごらんください。第56条関係になります。医療関係者の養成所について、教育の用に供する固定資産に係る非課税措置の拡充でございますが、医療を取り巻く環境が厳しくなっている中、看護師、助産師等の医療関係者の総数確保が求められている現状を踏まえ、固定資産税の非課税措置に関し、対象となる法人を拡充することとしています。具体的には、現行非課税となっている公益社団法人及び公益財団法人、公的医療開設者、特定医療法人に加え、新たに非営利型一般社団法人、財団法人、非営利型財団法人に限りません。社会医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、労働者健康福祉機構、健康保険組合及びその連合会、国家公務員共済組合及びその連合会が設置する医療関係者の養成所について、非課税措置を講じるものでございます。

次に、参考資料の2ページをごらんください。第58条の2関係ですが、社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産の創設でございますが、地域医療の崩壊など医療を取り巻く環境が一段厳しくなっている昨今の状況を考慮し、社会医療法人を促すため、社会医療法人が緊急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産について、新たに固定資産を非課税とする措置を講じることとされたものです。医療法第42条の2第1項に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産で、非課税申告する要件を定めたものでございます。ここで言う社会医療法人は、救急医療確保事業を資料の2の2ページに書かれている5事業であって、厚生労働大臣の定める事業を1以上の病院、診療所で行っていること、役員、社員等について、その親族等が3分の1以下であること、定款または寄附交付において、解散時の残余財産を国等に帰属する旨を定めている等の要件を満たすこと等について、都道府県知事の認定を受けたものを言います。

前後してまた申しわけございませんが、今度は新旧対照表5ページをごらんください。

第59条ですが、先ほど説明した第58条の2の設置に伴い、第11号の5まで範囲を広げるものでございます。

次に、第93条第2項につきましては、条文の整備でございます。

附則第7条の3の見出し部分について削り、新たに個人住民税、住宅借入金等特別税額控除を付するものです。

次に、附則第7条の3についてですが、附則第7条の3ですが、第1項については新たに設置させる附則第7条の3の2に伴う改正でございます。

6 ページをごらんください。第3項につきましては、宥恕規定についての部分について削除するものです。この規定を残すと課税関係の確定ができず、新しい規定の適用ができなくなってしまうことから、法政上の理由により、この宥恕規定については削除されることとしております。

次に、申しわけないのですが、参考資料の2の3ページをごらんください。附則第7条3の2の関係についてですが、新しい住宅ローン特別控除の制度について、まず①ですが、所得割から控除する額は、所得税から控除し切れなかった住宅ローン特別控除額、前年の所得税における住宅ローン特別控除額から前年の住宅ローン特別控除前の所得金額を控除した金額としています。

②についてですが、控除が過大にならないよう控除限度額を設けております。所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の5%で9万7,500円を限度としています。9万7,500円の内訳ですが、町が5分の3で5万8,500円、県が5分の2で3万9,000円が控除限度額となっております。

続きまして、特例の期間ですが、対象者は平成21年から平成25年までに住宅に入居した者、新築または増改築後の当該住宅に係る居住年が平成21年から平成25年までの各年である者で、当該新築または増改築した住宅について、所得税の住宅ローン特別控除の適用がある者が該当になります。所得税の控除期間が10年であるので、個人住民税においては、平成22年度から平成35年度までの間が新制度の適用がある期間となります。所得税の住宅ローン特別控除額は、基本的に住宅ローンの年末残高の1%でございますが、対象となる住宅の種類、一般住宅か認定長期優良住宅かによって違います。居住年によっては、控除率対象となるローン残高の上限が異なっております。なお、所得税の住宅ローン特別控除では、新築に係る住宅ローンのみでなく、一定の増改築に係る住宅ローンも対象としております。

次に、確認の手続のために必要な措置と、一番下に書かれている税源移譲に伴う住宅ローン特別控除経過措置についてですが、現行制度においては、控除の適用を受けるためには市町村に対する申告が必要でありましたが、新たに第2項第2号については、市町村への申告を不要とするための条文でございます。今回申告を適用されるために必要な情報である給与支払い報告書の改正が必要であるなどの今までは課題があり、経過措置の現行制度の対象者は限られた者であることを考慮し、納税者に対して市町村への申告を義務づけていたものでありましたが、今回新制度に合わせて経過措置の現行制度についても、同様の仕組みのもと、市町村への申告は不要となりました。

次に、減収に対する措置ですが、現行の税源移譲に伴う経過措置である住宅ローン特別控除の制度においては、地方団体の減収額について、減収補てん特例交付金により全額補てんされておりますが、今回創設する新しい住宅ローン特別控除制度においても同様に減収補てん特例交付金により補てんすることとされております。新制度による個人住民税に減収が生じるのは、平成22年以降になるため、減収補てんするための法の改正は、平成22年度改正において行われる予定でございます。

申しわけございませんが、新旧対照表7ページをごらんください。附則第8条についてですが、先ほど説明した住宅ローン特別控除の新設に伴い、条文を追加するものでございます。

次に、附則第10条の読みかえ規定については、課税表示の特例で、時限立法の条文の期限切れとなった関西文化学術研究都市建設促進法第2条第5項に規定する条文第39条の5を削除するものでございます。

次に、8ページをごらんください。附則第10条の2第3項ですが、今回地方税法等の施行規則の改正により、同項に高齢者の居住の安定に関する法律による住宅に係る固定資産の減税に関する項が追加されました。このため同条に項ずれが生じ、それに合わせて引用条項が整理されたものでございます。

次に、附則第10条の3は、平成20年度までの特例で期限切れのための条文の削除でございます。

次に、9ページから13ページまで、同様の改正の条文でございますので、ここで関連条文を附則第11条、附則第11条の2及び附則第12条、附則第13条及び附則第15条の2についてでございますが、固定資産税の土地の特例ですが、評価替えに伴い負担調整措置の継続が検討された結果、平成23年度までの期間の延長でございます。また、附則第11条の3、鉄軌道用地に係る特例ですが、適用期間が経過しましたので、削除するものでございます。

次に、13ページをごらんください。附則第16条の3ですが、寄附金税額控除を適用する場合、控除の対象となる寄附金は所得の30%と定められています。分離課税所得がある場合、総所得に加算するという改正でございます。

なお、附則第16条の4、附則第17条の第3項、附則第18条、附則第19条、附則第20条の2第2項、附則第20条の4についても、同様の改正で、総所得を含ませる改正となっております。

前後して申しわけないのですが、次に附則17条ですが、恐れ入りますが、参考資料2の4ページをごらんください。土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設ですが、政府は生活対策において住宅投資、防災強化対策の項目の中で、前に述べましたが、住宅ローン減税、個人所得課税の延長、拡充のほか、各種土地税制の延長拡充等が盛り込まれております。それを受け、現下の経済情勢を踏まえ、土地需要を喚起し、土地の流動化と有効活用を推進する観点から、土地等の長期譲渡所得に係る1,000万円の特別控除を創設することとなりました。具体的には、平成21年及び22年の2年間に取得する土地を5年間を超えて所有した上で譲渡した場合には、その譲渡所得から1,000万円を控除するという措置を講ずることとされました。所得税と同様の措置でございます。

所有期間について正確に言いますと、その年の1月1日において所有期間が5年を超える土地等が対象となるため、平成27年以降の譲渡が適用対象となります。個人の住民税の課税に影響が出るのは、平成28年度以降となります。

また、前後して申しわけございませんが、新旧対照表15ページ、16ページをごらんください。附則第17条の2ですが、優良住宅地造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を、平成26年度まで延長することとしたものでございます。

次に、第18ページをごらんください。附則第19条の2ですが、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得などの課税特例の適用対象に、平成21年1月4日において、特定管理株式と同一銘柄の株式を売買していないことが証明されたものを追加することとされたものでございます。

次に、第19ページをごらんください。附則第20条の2、先物取引に係る雑所得等の特例の対象に、平成22年1月1日以後に行う金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で、金融商品取引場に上場されているものに表示されているものに表示されている権利の行使もしくは放棄または当該有価証券の一定の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得を追加することとしたものでございます。

次に、22ページをごらんください。第2条改正でございますが、附則第10条の2第2項についてですが、減額措置の適用がある旨の申告書を市町村に提出する際の要件や添付すべき必要書類を定めた規定でございます。ここで言う施行規則7条の2項で添付すべき書類は、長期優良住宅の認定通知書等の写しでございます。また、次項以降は施行規則の改正に伴い、項ずれが生じたものでございます。

次に、第24ページ及び資料2の5ページをごらんください。第3条による改正でございますが、平成21年及び平成22年の2年間分の所得割については、配当所得のうち100万円を超える部分、譲渡所得のうち500万円を超える部分については、本則税率が適用され、それ以外の部分については、軽減税率が適用されるこ

ととなっていました。これを見直し、平成20年度と同様、配当所得、譲渡所得等の両者とも金額に関係なく、軽減税率を適用することとしたものでございます。今回の税制改正により配当所得及び譲渡所得に係る軽減税率の延長が平成23年度までされました。これに伴い、平成22年中に配当された源泉徴収口座内の配当所得について、申告書に記載する場合、経過措置が不要となったため、第2条13項と15項を削り、第9項及び第18項の改正で軽減税率の延長がなされたものでございます。

次に、附則でございますが、第1条においては、この条例の施行期日、適用区分を定めたもので、第2条は、町民税に関する経過措置、第3条は、固定資産税に関する経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり承認されました。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第5、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、3月31日に長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について、町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第24号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴い、緊急に条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分させていただき、同日、長瀬町条例第11号として公布し、施行しているものでございます。

今回の改正の主な内容につきましては、介護納付金賦課限度額を9万円から10万円に引き上げたものでございます。

それでは、恐縮でございますが、配付してあります議案第24号の参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

まず、第2条課税額の第4項でございますが、国民健康保険税の介護納付金の賦課限度額を10万円にしたものでございます。

次に、第23条国税の減額の改正でございますが、第2条第4項の改正に伴う条文の整備で、減額後も限度額の規定を適用するものでございます。

次に、2ページから5ページまでの附則の改正でございますが、第3項から後の次項につきましては、地方税法等の改正に伴います課税の特例の追加や条文の整理等でございます。

最後に、改正条例に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例の施行期日適用区分を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今度、介護納付金賦課限度額ですね、9万円から10万円ということで、そういう問題に対して、今、今度介護保険の何ですか、要するに認定基準とかいろんな問題で新聞で報道されているのは、今まで介護のこの認定が大変厳しくなったという報道で、今まで見てもらったのが介護認定の基準が軽くされたということで、相当いろんな苦情が出ているわけなのですけれども、長瀬でこの9万円が10万円になったということで、どんなことが想定されますか。

例えば、要するにいろいろ年金が削られて、一方では、こういった介護保険税を40歳から取られていながら、今までのこの介護保険制度が何か金だけは取られるけれども、実際かかるとなると、結局は認定が甘くてかかれないというので、そして年金が削られるということで、相当のいろんなこの矛盾が出てきているのですけれども、この9万から10万になったことで、どのようなことがその懸念されるかについて報告できたらお願いしたいと。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

賦課限度額が9万円から10万円に引き上げられたことに伴います影響ということでございますが、これは高額所得者に対するの措置でございますが、平成20年度の課税状況で言いますと、賦課限度額上限に達している世帯は12世帯ございましたので、金額にいたしますと12万円ということになるかと思えます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり承認されました。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第6、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ450万円を追加して、歳入歳出予算の総額を29億1,262万6,000円にしたものであります。

補正内容は、歳入では、諸収入、基金繰入金の増額、歳出は、自治振興対策費、商工総務費を増額する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただきました。そして、これを同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めため、この案を提出するものであります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））でございますが、ご説明いたします。

平成21年度当初予算成立後、緊急に予算を調製する必要が生じたので、4月1日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により予算を補正させていただきました。

予算書の1ページをごらんください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億1,262万6,000円としたものでございます。

補正予算の内容につきましてご説明いたします。8ページ、9ページをごらんください。歳入は、款19諸収入、項5雑入、目3雑入として、財団法人自治総合センターコミュニティ助成金を250万円増額するとともに、款21繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金から200万円を繰り入れました。

歳出は、款2総務費、項1総務管理費、目9自治振興対策費の節19負担金補助及び交付金につきましては、白鳥睦会に交付するため250万円を増額いたしました。これは、平成20年度末にコミュニティ助成事

業助成金の内定を受けたため、早急に事業を実施したいので補正させていただきました。

また、長瀬町商工会が発行するプレミアムつき商品券により、町内の景気浮揚、消費拡大施策として大きな効果が期待できることから、長瀬町商工会に補助金を交付するため、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費の節19負担金補助及び交付金200万円を補正させていただきました。

以上で専決処分による補正予算の説明を終わりにします。よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 専決処分でコミュニティ助成事業の宝くじですか、要するに助成金ということで、このお金が250万円入ったということで、白鳥睦会にお金が行っているということで、よかったと思っていますけれども、これについてはどういうように白鳥睦会でこのお金を使うようになっているのかについて把握していますか。

あともう一つは、プレミアムつき商品券発行ということで、これは恐らく定額給付金が国民に配られたということで、結局商工会の要するに消費拡大で、町内の商工業者が買ってもらって売り上げをよくしてもらおうということだと思うのですが、どんなやり方でプレミアムつき商品券を発行するのかについては、もう計画はどのようになっているのか知らせてほしいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） コミュニティ助成金の関係でございますが、白鳥睦会では、お祭り用品の整備ということで、はんでん280着、それからちょうちん50個を整備するよう予定しているようでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） それでは、ご質問にお答えいたします。

プレミアム商品券をどんなやり方で実施するかというご質問でございますが、プレミアム商品券につきましては、2,000万円の商品券に対して10%の付加価値をつけるということで、2,200万円の商品券を発行する予定となっております。実施期間でございますが、平成21年5月17日より平成21年8月31日までの期間でございます。商品券の発売する日は、5月の17日を予定してございます。使用の期限につきましては、8月の31日までということになってございまして、現在これに参加をしている、利用できるお店につきましては、販売店合わせてですが、38社がこの事業に参加をしているというふう聞いております。

それと、商品券の額面でございますが、商品券の額面は、1,000円の額面でございます。販売単位は1万円を1単位として販売をするということで、その商品券が11枚つづりのものを販売するということになってございます。1人当たりの購入限度額は10万円までということとなっております。

事業の概要については以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 私の聞き間違いだったら申しわけないのですけれども、ただいま白鳥睦会、はんでんが280着と言っていましたか。二百……ふと思ったのですけれども……。会員さんがどのくらいいらっしゃるのだから、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） お答えいたします。

はんてんにつきましては、280着ということでございます。会員につきましては、ちょっと私のほうで何人というのは把握していないので、申しわけないのですが、白鳥睦会の会則によりますと、会員は、井戸、風布在住者及び井戸、風布出身者で中学生以上の男女をもって構成するということでございますので、相当な人数になるのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 今の会則でいきますと、中学生以上といいますと、多分井戸全体で五百幾人だと思えるですね。そうすると、2人に1人が会員ということになると思うのですが、ちょっと矛盾しているかなと思います。

〔議長、休憩してもらえばいいじゃん〕という人あり〕

○議長（大島瑠美子君） わかりませんか。

〔休憩して調べてもらえば〕という人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 休憩でいいですか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前10時00分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） お答えいたします。

はんてんにつきましては、白鳥睦会の会員だけが使用するというものではなくて、お祭りなどのイベントに地域外からも参加する人が来てくれますので、同じはんてんを着て参加してもらうために整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 私は、会員数をお聞きしたのであって、そういうことをお聞きしておりませんので、申しわけございません。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 99人と聞いております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 上の雑入のほうの関係なのですが、財団法人自治総合センターというのとはどういうところとか、位置的にはどういうふうな、県の団体のものなのか、そうでなくて、どういうふうな所在なのか教えていただきたいのですが……。それから、予算的にもどのぐらいの規模を持つ

ているのか、わかればそれをお願いします。

それから、限定して支給が来たものなのですか、それとも長瀬町コミュニティ団体各種あてに交付されてきたものなのか、また申請するに当たって各種団体にも呼びかけて申請したのか、お金が先に来てしまって、後から振り分けしていったのか、いろいろあるかと思うのですけれども、その辺の答えをお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 財団法人自治総合センターにつきましては、地方自治の振興及び住民福祉の増進に寄与することを目的として、地方自治関係者並びに地方六団体代表者が設立者となり、自治大臣の許可を得て、昭和52年4月1日に設立されたものでございます。

資金の状況については、ちょっと資料がございませんのでわかりません。

それから、今回の助成につきましては、白鳥睦会のほうから申請が上がりまして。白鳥睦会に対して、財団法人自治総合センターから決定がされたものでございます。

こういうコミュニティ事業の助成につきまして、先日の区長会議におきましても、こういう制度がありますので、ご検討をとすることは説明させていただいております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございません。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 新井議員が言ったことについて、私も質問なのですけれども、今、国会でこの前やっていた官僚の天下り団体という中で、わけのわからないような団体があって、それに莫大なお金が報じられて……

○議長（大島瑠美子君） 済みません、済みません、ごめんなさい。渡辺さん、もう2回目。

○10番（渡辺 強君） 2回目だっていいのではないですか。

○議長（大島瑠美子君） だめです。

○10番（渡辺 強君） 何でだめなの。

○議長（大島瑠美子君） まとめてやっていただいて。

○10番（渡辺 強君） そんな議長、大事なことなのだよ。

○議長（大島瑠美子君） それだったら……

〔「会議規則にのっとってやるんだからだめだよ」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） はい、だから。終わらなくなってしまう。

○10番（渡辺 強君） では、いいよ、そんなに質問しなくてもいい問題かもしれないけれどもね。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） プレミアム券についてなののですけれども、この私は、商工会執行部のときに何回かやったのですけれども、その絶大な経済効果があるというような表現で総務課長今説明されたのですけれども、実際長瀬町では、額も額ですから、商店街全体に対しての、額も額ですから、大した経済効果はないと思います。でも、絶大なるという大きなというような表現されると、どのぐらいあるのか、ひとつその辺を試算したのか、よく国で補助金なんか出すときにどうのこうの今やっていますよね、補正を。それに対しては何百億とか何%とか、そういうふうに言うけれども、それに対してどの程度町のその商工業者ですから、あの参加店が、どのぐらいになるのか、ちょっと答えていただけますか。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 私は、先ほど説明につきまして、「長瀬町商工会が発行するプレミアムつき商品券により、町内の景気浮揚、消費拡大施策として大きな効果が期待できることから」と申し上げまして、絶大とは申しておりません。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 絶大という言葉がもしか不適當であれば、大きな効果というのはどの程度の大きな効果なのか、ちょっと説明してください。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 具体的な数値につきましてはわかりませんが、2,200万の商品券を発行するというところでございますから、それに伴ったものになると思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今プレミアム商品券のことについてお尋ねがありまして、いろいろ言っていますが、経済効果については期待値ということで、期待値ですから金額はわからないと、こういうことですが、5月17日から売り出しますよ、あるいはその売る店というか、そういうところのどこで売るといのは、いつごろどんな方法で町民に知らせたのでしょうか、それが1つ。

それから、200万円という金は町から出していて、商業、工業の人は、それなりの利益をこうむるわけですが、業者側の負担というか、業者は100円の物を100円で売って、町から1割補助があったということだけのことなのですか、それとも売る人が100円の物を90円で売って、トータル100円にして、その利益を還元すると、こういう方法なのでしょうか。

それから、ものをやるときに期待値だけを言って、2,200万円物が売れば、あめ、菓子売っても20%ぐらいは利益が、町の商店は安く売っていないですから、あるので、単純に言って、幾らという試算はできるはずなのですね。その売れたお金の利益でまた物を買うとか、そういうことが2回、3回転がっていけば、このぐらいというような話もできると思います。そういう緻密な計算をされて、今後こういうことがあったら、きちんと数字が出せるようにしていただきたい。

それから、専決処分でございますから、専決処分について当町では別に枠がはまっていないというようなことで、幾らでも専決処分ができるかということになると思いますけれども、専決処分の金額は幾らになって、たしか町によって決めてある町があると思いますけれども、その辺をもう一回知らせてください。

以上、4つ。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ご質問にお答えいたします。

まず、1点目のいつからこの商品券の関係を町民の方に周知をして知らせるかということでございますけれども、昨日の新聞折り込みで、商工会のほうで、ここに持ってきたのですけれども、こういったオレンジ色のチラシを折り込みまして、町民の方には周知を図っているようでございます。

それと、業者の方の売り方の関係でございますけれども、これも先ほどのご質問の中でも申し上げたの

ですけれども、商品券の額面が1,000円の額面が11枚つづりのものを1万円販売するというごさいまして、それを金券がわりという形で使うと、商品券でございまして、そういうふうな形でお金のかわりにそれを使うという形でございまして、商店側にとってみますと、それを商工会なりに持っていただいて、現金に換金をするということと、あとその券を買われた町民の方は、1万円の支出で1万1,000円分の10%の購入はできるということで、両方にとって消費の拡大といえますか、商品が売れますし、買った人については10%分が多く買えるということでございまして、それなりに効果はあるものというふうに考えているところでございまして。

あと業者の売り方については、やはり業者の方のその倫理の問題等もございましてけれども、通常の売り方で売っていただけというふうに考えております。

4番目の質問につきましては、総務課のほうでお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 専決処分についてお答えいたします。

専決処分には2種類ございまして、今回お願いしているのが長の専決処分ということで、自治法の179条の規定のものでございまして、これについては金額の制限はございません。

もう一つの専決処分で、議会の委任による専決処分ということで、事例によって議会で金額等を委任されているものについては、例えば30万とか50万、100万というような、事例によって専決処分できる額が制限されている専決処分がございまして。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 専決処分については2通りあるということで、私勉強不足だったのであれなのですが、議会の委任ということはどういうことなのか、もう少し詳しく教えておいてください。

それから、この商品券を発行するに当たって、いろいろ手数料もかかるのでしょうか、その辺のことについてはどんな仕組みでどのくらいの手数料がかかっているのか、その辺も教えてください。

以上。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ご質問にお答えいたします。

この事業に当たるにつきましては、商工会のほうで負担をしていただく事業費でございましてけれども、概算の予算がこちらのほうに来ておりますので、発表させていただきます。

商工会の事業費として48万5,000円、この金額がかかる見込みになっております。内容的には、商品券の印刷費だとか、事務の消耗品費、新聞折り込み等の広報費、通信の切手代とか雑費の費用がこの金額ということでございまして、よろしくお願いたします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 議会の委任による専決処分につきましては、地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、地方公共団体の長において、これを専決処分することができるということで、例えば考えられますのは、一定金額以下の損害賠償の額の決定ですとか権利の放棄、あるいは軽易な予算、先ほど申し上げました30万とか50万とかというような、そういう少額の予算の変更等が考えられます。長瀬町におきましても特定、国、県の補助金等だけを利用して予算を組むよ

うなものの場合、金額が少ないものは委任されているとか、そういうような具体的な指定があるのですけれども、今はその内容の条例がちょっと手元にございませんで、はっきり申し上げられなくて恐縮なのですが、いずれにしてもその町で、議会のほうで指定されております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議ないものと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第7、議案第26号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第26号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加して、歳入歳出の総額を29億1,283万6,000円にしようとするものでございます。

補正内容は、歳入では基金繰入金を増額、歳出では教育委員会事務局費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第26号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を29億1,283万6,000円とするものでございます。

これらの補正予算の内容につきましてご説明いたします。8ページ、9ページをごらんください。

歳入予算の明細でございますが、款21繰入金でございますが、財政調整基金から21万円の繰り入れをさせていただくものでございます。

次に、歳出の補正の内容をご説明いたします。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費の節19負担金補助及び交付金につきましては、学校行事に要する経費の負担を軽減することから、修学旅行に要する経費の一部について、従来からの補助金を増額するための補正でございます。

以上が今回補正をさせていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 8ページと9ページにまだかっているこの教育予算で、小中学校の修学旅行補助金ということで増額されたということで、大変私は喜んでおります。といいますのは、歴代の教育長、栃原嗣雄教育長、続いて村田六郎教育長、それで今度の新井教育長になって初めて、この増額されたということで大変喜んでおります。

今まで私は、決算と予算の中で修学旅行費の小学生1,000円、中学生2,000円は余りにも低いと、今孫の小遣いをやるのにも1,000円や2,000円では本当に今喜ばれないような時代です。私は、ここでなぜ言うかといいますと、今小学校、中学生を育てている親は、今ひどい派遣労働や本当にボーナスも出ない、給与も上がらないというような中で、本当にこれからの未来がどうなるかという心配しているのです。そういう中で質問ですけれども、この小学生1,000円、中学生が2,000円になった金額として、この21万という金額は、小学生が2,000円になって、中学生が4,000円になったということだと思えるのですけれども、そこで質問は、今修学旅行には、小学生がどのぐらいの父母負担でなっているのか、小中学生ね。その問題で金額を教えてください。

それで、今、この金額で今度は2,000円と4,000円という金額については、私はどうせ増額していただけるのならば、最低、この前も議会で言ったと思うのですけれども、小学生5,000円、中学生最低1万円という案を私は言ったことがあるのですけれども、そういう点でこの金額についてはどういうふうを考えているのか。

今町の予算がないといっても、この問題については、やっぱり今、就学援助制度というのが全国的に子供が就学援助制度が結局申請が相当上がっているということを聞いているのですね。そういう点でこの金額について、もっと上げてほしいのですけれども、どういうふうを考えているのか。

今、あと答えていただきたいのは、この中で今小中学生の子育てする父母は、今実態を本当は知りたいのですよ。今、生活保護の申請が物すごいのだということが上っていますし、また学校では、給食費が払えない子供さんの親がふえていると、あと就学援助についても相当長瀬でもどういう状態なのかについて、答えられたら、この点については答えていただきたいと思います。

調査や、やっぱり実態を知ることが大事だと思うので、子供たちの教育予算の父母負担とか。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、修学旅行補助についてのご説明いたします。

どれぐらいの費用を保護者が負担しているかというご質問かと思えます。小学6年生の修学旅行、中学

3年生の修学旅行について、参加費の一部を補助するもので、小学6年生に対しましては、例年箱根、鎌倉方面へ1泊2日、1人当たりの参加費は約2万円、ちょうどではございませんが、2万円台のようでございます。それに対しまして1人1,000円の補助でした。中学3年生の修学旅行は、例年関西方面へ2泊3日で実施するもので、1人当たりの参加費は約5万円台、ことしあたりは6万円という徴収をしているようです。それに対して1人2,000円の補助金を支給していました。

なお、中学生につきましては、修学旅行費につきましては、2年生に進学した時点から旅行積み立てを始めております。

今回、その補助額について、昨今の経済状況等を考慮し、また従来補助金額が必ずしも現状においては適正とはいえない状況を考慮し、教育費の保護者負担の支援策として増額補正をしたいものでございます。

具体的には、先ほど言いましたように、それぞれ倍額の小学6年生が2,000円、中学3年生が4,000円としたいものでございます。おおむね1泊2,000円の補助というふうに考えております。

なお、渡辺議員のおっしゃられました5,000円と1万円というのは、今後の検討材料にさせていただきたいと思いますが、今回のこの補正でお願いするもので、すぐにはというわけにはまいらないかと思っております。

以上でございます。

〔「就学援助が答えてもらってないんだよね、答えられないなら答えないって」

「それなら答えないでいいよ」「そうじゃなくて、答えてほしい」「どっちなんだよ」「答えてほしいんだよ」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） あのね、私聞きたいのは、今、再質問ですけれども、今就学援助を申請する人が全国的にはふえているということで、長瀬の実態はどうか、どんだんふえているのか。あと給食費の滞納なんかもふえているというのは、払えないような親がふえているのか、そういう問題について答えてほしいのですよ。それで、答えられないというのは、やっぱり調査しなければ答えられないですね。ですから、そういう問題についてどういうふうに教育委員会としては把握しているのかについて。今後どうするのか。

あともう一つは、予算の中で、21年度予算では、3月議会では、これについては出なかったけれども、こういう臨時議会の中で出ても、今状況を見て、今子供の親は大変だということで補正予算で組んで、この臨時議会で組んでくれたのですから、私は感謝しているのですけれども、この実情について、やはり教育委員会とか学校とかPTAでそういう問題について、やはりどういうふうにこれからはやっていくのかについても、方針としてもしゃべっていただきたいのです、答えてもらいたいのです。よろしく願います。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 失礼いたしました。ご質問がよく聞き取れず、申しわけありませんでした。

準要保護並びに要保護の申請につきましては、ご案内のとおり、要保護につきましては生活保護世帯でございます。そちらの事務につきましては、町民福祉課のほうが窓口となっております。生活保護世帯に限りなく近いご家庭ということで準要保護児童生徒の認定事務は教育委員会で行っておりますが、今年度につきましては若干例年よりやはり多くなっております。数字をここで今はっきり申し上げられないので

すが、昨年度よりはふえております。また、その認定事務は、申請主義でございます。まず、本人の申請から始まりますが、これもご紹介させていただきましたことがあると思うのですが、地元の民生委員さん、あるいは担任の先生、そういったところを経由して、本人からの申請ということで、最終的には教育委員会で認定をしております。

年度の当初にだけ申請が可能であるというのではなく、定例の教育委員会が毎月開かれております。その都度該当の申請が出てくれば、教育委員会にお諮りして認定をしておりますので、例えば3月に上がってきます、翌年度の分が。そこで21年度のが決定するわけですが、4月の定例会でも追加認定がございました。また、5月15日、今週末にも教育委員会開かれますが、それでも追加が出ております。当初の予算見込みをこしはちょっとオーバーするのかなというような状況にはなっております。申請すればすべて認定するのでは決してございませんが、また途中で打ち切るという場合もございます。生活状態の変化によって、そういったシステムになっております。

あと給食費の滞納状況ですが、ふえているかというお話ですが、減っております。それは、事務のほうで滞納整理には努力しておりますので、現在は減っている傾向にあります。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、教育委員会だけの問題だけではなくて、今私は保育園の理事をやっているのですけれども、前のことなのですけれども、親がもう生活が乱れて、子供を朝飯食わせないで保育園に届けるという問題があったのですよ、事例ですけれどもね。そういう問題は、民生委員ともタイアップしなくてはならないのですけれども、やはり今実態を知らない、ただ事務的にこうやっているのではなくて、やっぱり子供の親がどういう今状況で生活をしているのかというような問題も、やっぱり教育委員会、民生委員、健康福祉課もタイアップして、やっぱり連携をしていかないと、今年より問題も含めて、今実態は大変厳しい状況になってきているということを知って、やはり学校の中でも実態を調査するようなシステムが欲しいのではないかと思います。そういう点でぜひよろしくお願いします。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑は。

大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ただいま修学旅行の費用についてのご説明がありましたけれども、お聞きしまして、私非常に驚いたのですけれども、小学6年生が1泊で2万円、中学3年生が2泊3日で5万円というお話ですけれども、これは相当デラックスな旅行ですよ。昔は、学生が泊まる会館みたいなものがあったわけですけれども、今は高級なホテルにでも泊まるのでしょうか。ざっと計算して、バス代が1泊2日ということになると、大型バスでも二十二、三万で借りられると思うのですよね。私たちが一般的に旅行するのにしても、自分で企画運営をして、幾人か募って行く場合でも、私たちですよ、それで宴会をして2万円といえば大体できるのですね、1泊でね。これは近場ということにもなりますけれども、2泊で5万円と、遠くに行くわけですけれども、そこに滞在するわけですから、その町中をそんな遠くに行ったりするわけではないわけですから、だからこういったことをちょっと非常に疑問なのですけれども、旅行会社さんといろいろ検討し合って、お話し合いをして、その中でこういう値段が出てくるのだと思うのですけれども、これは業者さんとの話し合いというのですか、見積書をあちらこちらからとって、その中でやっているのでしょうか。

以前、何か新聞で騒がれたことがありましたよね。ちょっと癒着ですか、何かそんなようなあれで騒がれたことがあったと思うのですけれども、長瀬町の場合には、何社か見積もりをとって、その中でやっているのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、小学校、中学校の修学旅行をどのように業者との中で決めているかというお話ですが、小学校のほうにつきましては、特に詳しいことは聞いていないのですが、普通の……
〔かなり先生が頑張っているんだよ〕という人あり

○教育次長（大澤珠子君） 1泊2日で2万円台、そうですね、今では大変お安いパック旅行等を見ると、金額的にはそうかもしれませんが、学生のは、ちょっと小学校のほうはよくわからないのですが、例えば中学で言いますと、新幹線とか、もう予約が、貸し切りの指定が逆に来て、ことしあたりも今週末出かけるのですが、もう日を選べないのですね。春だとこの期間とあって、そういう中で実施しておりまして、ここに今回内訳が、例えば先ほど言いましたように6万円集金するのですが、内訳が交通費が2万4,500円、宿泊費が2万4,000円、その他1万1,500円というふうにございます。宿泊は2泊でございます。また、内容的には、ご案内のように、自由行動が京都だとあります。その折には、今ですとタクシーを貸し切って、子供たちが自分たちで計画したのをそのタクシーで回ってもらうようなシステムをとっているようです。また、荷物も先に行きまして、先に帰ってきている、手ぶらで行くというような、東京駅まではバスで送迎というような、そんなふうになっておりますので、普通の旅行とはちょっとその違うのかとは思いますが、修学旅行というのは特別な企画ではないかととらえております。

それで、業者の選定なのですが、先ほども言いましたように、中学生のほうで言いますと、2年生に進学したときから積み立てが始まりますので、2年生になるときにその3年生になったときの修学旅行の業者を決めているようです。それはもう学校のほうで数社から見積もりをとって決めているようでございます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 今お話を伺ってびっくりしたのですけれども、議長もご承知だと思いますけれども、今最低5,000円ぐらいから泊まる場所はあるのですよね、1泊2日でね。実は私も家族旅行を息子たち、孫たちと毎年やっていますけれども、本当に調べる中で、1万円以上などというところへ泊まったことがありません。孫がこれで大きくなってきて、「修学旅行のほうがデラックスだったよ」というようなことを言われるのではないのかなと思って、内心今思ったのですけれども、しっかりと1泊、2食ついて、もうそれこそみすばらしくはなくて、8,000円、9,000円で泊めるところは幾らもあると思うのですね。

私も赤十字のほうでも皇居の勤労奉仕に伺いますけれども、これなんかも3泊4日ですよ、自分たちで交通費もかけて、宿泊場所は当然自分で足を運んで見つけますけれども、3泊4日で2万2,000円でやりました。だから、そういう努力をもう少しすれば、渡辺さんがただ単に、補助金を上げろ上げろということではなくて、もう少しPTAと学校側、教育委員会、そういうところで相談し合って、もう少し安い料金で行ける方法は、私は幾らでもあるのではないかと思います。本当、こういう厳しい社会情勢の中で、もう少し検討すべきものがたくさんあるのではないかと思いますけれども、そういう疑問を投げかけて、終わりにしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第26号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議ないものと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前11時00分

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。



◎日程の追加

○副議長（齊藤 實君） 議長大島瑠美子君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第8とし直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第8とし直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎議長辞職の件

○副議長（齊藤 實君） 追加日程第8、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、大島瑠美子君の退席を求めます。

〔3番 大島瑠美子君退席〕

○副議長（齊藤 實君） 事務局に辞職願を朗読させます。
事務局朗読。

〔事務局長朗読〕

○副議長（齊藤 實君） お諮りいたします。
大島瑠美子君の議長辞職を許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。
したがって、大島瑠美子君の議長辞職を許可することに決定いたしました。
ここで、退席しております大島瑠美子君の出席を求めます。

〔3番 大島瑠美子君入場〕

◇

◎議長退任のあいさつ

○副議長（齊藤 實君） 議長の辞職を許可することに決定いたしましたので、退任のあいさつをお願いいたします。

○3番（大島瑠美子君） 退任のごあいさつを申し上げます。

議長に就任して2年間、議員の皆様方の心からなるご支援、ご協力いただきまして、無事に重責を果たすことができました。厚く御礼を申し上げます。

また、執行部の皆様方にはいろいろとご指導いただき、本当にありがとうございました。感謝申し上げます。

これからも町政、そして発展のため、福祉のため、豊かな長瀬町をつくるために、これからも微力ではございますが、尽力していきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

簡単ではございますけれども、退任のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

◇

◎日程の追加

○副議長（齊藤 實君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第9とし直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第9とし直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◇

◎議長の選挙

○副議長（齊藤 實君） 追加日程第9、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（齊藤 實君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、関口雅敬君及び2番、村田正弘君を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（齊藤 實君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（齊藤 實君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（齊藤 實君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼びますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○副議長（齊藤 實君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（齊藤 實君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、関口雅敬君及び2番、村田正弘君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（齊藤 實君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票のうち

齊藤 實君 7票

新井 利朗君 2票

渡辺 強君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。

よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、最も得票数の多い齊藤實が議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

◇

◎議長就任のあいさつ

○議長（齊藤 實君） ただいまより議長就任のあいさつを行います。

ただいまの議長選挙におきまして、皆様方の絶大なるご支援のもと、議長という大役を仰せつかり、大変身に余る光栄と思うと同時に、責任の重大さを痛感しております。もとより微力ではございますが、議会の円滑な運営と町政発展のために誠心誠意努力する所存でございます。皆様方のなお一層のご支援とご協力を引き続き賜りますようお願いを申し上げ、議長就任のあいさつとさせていただきます。

どうかよろしく願い申し上げます。（拍手）

◇

◎日程の追加

○議長（齊藤 實君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第10とし直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第10とし直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎副議長の選挙

○議長（齊藤 實君） 追加日程第10、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（齊藤 實君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、大島瑠美子君及び5番、野原武夫君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（齊藤 實君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（齊藤 實君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼びますので、順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（齊藤 實君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、大島瑠美子君及び5番、野原武夫君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（齊藤 實君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

関 口 雅 敬 君 5票

新 井 利 朗 君 2票

大 澤 タキ江 君 2票

渡 辺 強 君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。

よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、最も得票数の多い関口雅敬君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（齊藤 實君） ただいま当選されました関口雅敬君が議場におられますので、長瀬町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎副議長就任のあいさつ

- 議長（齊藤 實君） 関口雅敬君に副議長就任のあいさつをお願いいたします。
- 1番（関口雅敬君） ただいまの副議長選挙において、大勢の皆様にご支持をいただき、副議長職を受けることになりました。大変重大な責務ではありますが、議長と協力し、一生懸命誠心誠意努力していきたいと思っております。任期期間中、皆様方のご指導とご協力をお願いし、あいさつにかえさせていただきます。よろしく申し上げます。



◎日程の追加

- 議長（齊藤 實君） お諮りいたします。
常任委員会委員の任期が満了となりました。常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第11とし直ちに議題としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（齊藤 實君） 異議ないものと認めます。
よって、常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第11とし直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎常任委員会委員の選任

- 議長（齊藤 實君） 追加日程第11、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。
お諮りいたします。本件については、各自の希望をとり、調整の上、委員会構成をしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（齊藤 實君） 異議ないものと認めます。
よって、各自の希望をとって委員会を構成することにいたします。
この間、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 正 午

- 議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
常任委員会委員の選任を行います。
常任委員会委員については、議長からご指名いたします。
総務教育常任委員会委員は、関口雅敬君、村田正弘君、大島瑠美子君、齊藤實、染野光谷君。
経済観光常任委員会委員は、野原武夫君、新井利朗君、大澤タキ江君、梅村務君、渡辺強君。
以上のとおりご指名いたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、各常任委員会委員は、以上のとおり決定いたしました。

次に、常任委員会において正副委員長の互選を休憩中に行います。

暫時休憩します。

休憩 午後零時01分

再開 午後零時02分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎常任委員会正副委員長の互選

○議長（齊藤 實君） 常任委員会の正副委員長の互選の結果について報告いたします。

総務教育常任委員会委員長 村 田 正 弘 君

副委員長 染 野 光 谷 君

経済観光常任委員会委員長 大 澤 タキ江 君

副委員長 梅 村 務 君

以上のとおり決定いたしました。



◎日程の追加

○議長（齊藤 實君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員の任期が満了となりました。議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第12とし直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第12とし直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎議会運営委員会委員の選任

○議長（齊藤 實君） 追加日程第12、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

長瀬町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長からご指名いたします。

2番、村田正弘君、3番、大島瑠美子君、7番、大澤タキ江君、8番、梅村務君、9番、染野光谷君、10番、渡辺強君。

以上のとおりご指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、以上のとおり決定いたしました。

次に、議会運営委員会において正副委員長の互選を休憩中をお願いをいたしたいと思いますが、暫時休憩いたします。

休憩 午後零時04分

再開 午後零時05分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（齊藤 實君） 議会運営委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

委員長 梅 村 務 君

副委員長 染 野 光 谷 君

以上のとおり決定いたしました。

_____ ◇ _____

◎日程の追加

○議長（齊藤 實君） 次に、秩父広域市町村圏組合議会議員全員から組合議会議員の辞職願が秩父広域市町村圏組合議会議長及び副議長に提出され、辞職が許可されました。

お諮りいたします。秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第13とし直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

したがって、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第13とし直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

_____ ◇ _____

◎秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（齊藤 實君） 追加日程第13、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（齊藤 實君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番、新井利朗君及び7番、大澤タキ江君をご指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（齊藤 實君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（齊藤 實君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼びますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（齊藤 實君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

6番、新井利朗君及び7番、大澤タキ江君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（齊藤 實君） 開票の結果をご報告いたします。

投票総数10票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票のうち

野原武夫君 5票

村田正弘君 4票

渡辺強君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は1.25票です。

よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、得票数の多い野原武夫君、村田正弘君が秩父広域市

町村圏組合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（齊藤 實君） ただいま当選されました野原武夫君、村田正弘君が議場におられますので、長瀬町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎日程の追加

○議長（齊藤 實君） 皆野・長瀬上下水道組合議会議員全員から組合議会議員の辞職願が皆野・長瀬上下水道組合議会議長及び副議長に提出され、辞職が許可されました。

お諮りいたします。皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第14とし直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」「いいんじゃない、このままで」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） このままでいいですか。

〔「いいよ」「まずい、まずい、まずい。ちゃんと投票したほうがいいよ、これ。今度上下水道大事な議会なんだ」「おれも長くやっているからわかるよ、大事だっていうのは、ぼさっとしているんじゃない、ちゃんとしているんだから、大丈夫だよ」「投票をお願いします」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ございませんか。

〔「やっぱり選挙でやろうよ」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 2番、村田君。

○2番（村田正弘君） 今投票という意見もありましたが、上下水道組合の議員は、前回もそのままいっていたというふうに思っています。それから……

〔何事か言う人あり〕

○2番（村田正弘君） そう思っていたのだから、いいのではないかと、そう思っていたというのだから。

それと、上下水道組合は、組合を両方統合したりして、いろいろ今改善の方向に向かっています。そして、長瀬町から今私が上下水道組合の議長でお世話になっていますが、この任期が来ます。そして、今度は長瀬側に副議長が回ってきて、皆野側に議長が行くと、こういう段取りになると思います。そんなことなので、あと少しですから、そのままやらせてもらえれば非常によろしいのですが、よろしく願います。

〔「それでいいよ」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 先ほど私のほうから、皆野・長瀬上下水道組合議会議長及び副議長に提出され、辞職が許可されましたということをお知らせしました。

したがって、日程に追加して、追加日程14とし直ちに選挙を行いますということでございますので、その辺で選挙を行います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

したがって、皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第14とし直ちに選挙を行うことに決定いたしました。



◎皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙

○議長（齊藤 實君） 追加日程第14、皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（齊藤 實君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に8番、梅村務君及び9番、染野光谷君を指名します。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（齊藤 實君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（齊藤 實君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼びますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（齊藤 實君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

8番、梅村務君及び9番、染野光谷君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（齊藤 實君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票のうち

関 口 雅 敬 君	3 票
村 田 正 弘 君	2 票
新 井 利 朗 君	2 票
大 澤 夕 基 江 君	2 票
渡 辺 強 君	1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は0.625票です。

よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、得票数の多い関口雅敬君、村田正弘君、新井利朗君、大澤夕基江君が皆野・長瀬上下水道組合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（齊藤 實君） ただいま当選されました関口雅敬君、村田正弘君、新井利朗君、大澤夕基江君が議場におられますので、長瀬町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

◇

◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 以上で今期臨時会における議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 臨時会の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会に際しまして、慎重にご審議の上、原案のとおり議決をいただき、まことにありがとうございました。

町を取り巻く環境は、依然として厳しいものがありますが、町民生活の安心・安全のための対策を講じてまいる所存でございますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

また、新しい議会構成ができ、新議長齊藤實氏、副議長関口雅敬氏のもと、町政進展のためご指導、ご協力賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、皆様方のご健勝とますますのご多幸、ご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（齊藤 實君） 以上をもちまして平成21年第2回長瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後零時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年 7月14日

議 前 副 議 長 長 齊 藤 實

前 議 長 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 野 原 武 夫

署 名 議 員 新 井 利 朗

署 名 議 員 大 澤 夕 幸 江